

# DV被害者対応マニュアル

医療関係者向け

広島県

## マニュアル作成の目的

医療関係者の皆様は、日常業務を行う中で配偶者からの暴力の被害者を発見しやすい立場にあることから、相談窓口の紹介を行うこと等により、被害者の早期支援へとつなげていく役割が期待されています。

このマニュアルでは、配偶者からの暴力についての基礎知識や、医療機関に期待される役割、DV発見のための問診のしかたなど、具体的な対応方法について説明しています。

関係する医療関係者の皆様や機関で活用していただき、被害者の支援に役立てていただくことを願っています。

## 目 次

### 1 ドメスティック・バイオレンスとは

- (1) 暴力の形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 暴力を振るう背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 加害者の特徴とDVのサイクル・・・・・・・・・・・・ 2
  - ① 加害者の特徴
  - ② DVのサイクル
- (4) なぜ被害者は逃げないのか・・・・・・・・・・・・ 3
- (5) 子どもへの影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 2 DV被害者に対する医療機関の対応

- (1) DVの発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) DV被害が疑われる場合の問診のしかた・・・・・・・・ 5
  - ① 問診の前に
  - ② 問診の基本姿勢
  - ③ 二次被害の防止
- (3) 被害者に対する情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (4) 関係機関への通報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (5) 記録（カルテ）の作成・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (6) リスク評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (7) プライバシーの保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (8) 対応の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

### 3 参考資料

- (1) DV防止法の概要（チャート）・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) DVの通報先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (3) 児童虐待の通報先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (4) DVの相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

# 1 ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、一般的には親密な間柄での暴力という意味で使われることが多いようです。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）では、「暴力」を配偶者間の暴力と位置づけ、配偶者からの暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると規定しています。配偶者には、事実婚、生活の本拠を共にする交際相手など、親密な関係にある、またはあった者も含まれます。

## （1）暴力の形態

暴力には、殴る、蹴るなどの身体に損傷を加える行為だけではなく、「だれのおかげで生活できるんだ!」「役立たず!」などと大声でどなったり、無視をしたり、交友関係を厳しく監視するなどの精神的暴力もあります。また、生活費を渡さない、女性が外で働くことを妨げるなどの経済的暴力、更には、望まない性行為を強要したり、避妊に協力しないなどの性的暴力など様々な形があります。ドメスティック・バイオレンスはこれらの暴力が複雑に重なり合い、繰り返り起きています。

### 身体的暴力

- ・殴る、蹴る、噛む、つねる、首を絞めるなど身体を傷つける
- ・物を投げる、物で叩く
- ・刃物を突き付けたり、殴るふりをして脅かす
- ・髪をひっぱる、熱湯をかける など

### 精神的暴力

- ・無視する、欠点をあげる
- ・交友関係や電話を細かく監視する
- ・男性、女性の役割に固執する
- ・外出を制限する
- ・大切にしている物を壊したり、捨てたりする
- ・「出ていけ」「口答えするな」などとどなる
- ・ペットをいじめる など

### 経済的暴力

- ・生活費を渡さない、使わせない
- ・支出を細かく監視する
- ・外で働くことを妨げる
- ・酒、ギャンブルなど

### 性的暴力

- ・性的行為を強要する
- ・避妊に協力しない
- ・見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- ・中絶を強要するなど



## (2) 暴力を振るう背景

DV防止法では、被害者を女性に限定していませんが、DVの被害者は多くの場合女性です。

暴力の背景としては、「男は仕事」「女は家事・育児」といった固定的な性別役割分担や「男が主、女は従」という力関係、女性差別意識の残存が婚姻や恋愛関係にも働き、個人の問題として片づけられないような構造的問題も大きく関係しています。DVは社会における男女の不平等な構造を反映している深刻な人権侵害であり、社会的な問題なのです。

## (3) 加害者の特徴とDVのサイクル

### ① 加害者の特徴

暴力を振るう加害者には、年齢や教育程度の高低、職業の有無や種類にかかわらず、感情のコントロールができない、飲酒や薬物の使用により起こる、あるいは子どもの頃から暴力的な環境で育った、貧困など様々な要因があるといわれています。

また、家庭という密室の中でのみ暴力を振るう人もいますが、普段から誰に対しても暴力的で、見知らぬ人に対しても言いがかりをつけて暴力を振るう人もいます。

しかし、原因や行動パターンは異なっても、共通しているのは、自分には問題がなく被害者の側に非があると暴力を正当化したり、あるいは、大したことではないと暴力を矮小化するなど、加害者に暴力を振るっているという認識自体が薄いことです。

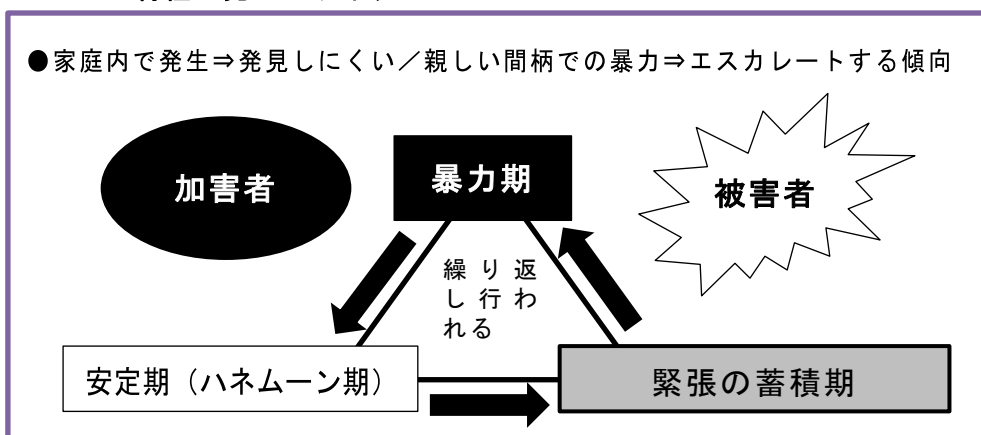
また、加害者の状況は様々でも、暴力によって相手を支配しようとする考え方が根底にあることは同じですが、顕在化していない場合もあるので注意が必要です。

### ② DVのサイクル

すべての人に当てはまるわけではありませんが、暴力には3つの局面からなるサイクル（周期）があると言われていています。このサイクルは、人によって周期の長さも異なり、また3つの場面が全て現れるとは限りません。

加害者の中には、暴力を振るった後に、優しく振る舞い、ケガをした被害者の手当てをしたり、謝罪して贈り物をしたりする者もいます。このような加害者の態度が「暴力を振るわなくなるのではないか」という期待を被害者に抱かせ、逃げられない原因の一つとなっているといわれています。

#### 《DVの特性と発生のサイクル》



※このサイクルは、アメリカの心理学者レノア・ウォーカーが、多くのDV被害を受けた女性から聞き取りをした結果、明らかにした理論です。

#### (4) なぜ被害者は逃げないのか

暴力を振るわれている被害者は、恐怖と不安を感じ、緊張した状態で過ごしているとされています。「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖は、被害者が家を出る決心をすることを難しくしています。

被害者は、暴力を振るわれ続けることによって、感情が麻痺したり、身体的暴力を受けても痛みを感じなくなっていくこともあると報告されています。

また、「自分は夫(妻)のもとから離れることはできない」「助けてくれる人は誰もいない」というような無力感を持つこともあり、逃げる気力や誰かに相談する気力も持てなくなることもあります。

さらに、「逃げる」ことはそれまでの生活をすべて捨て去ることになります。特に、被害者が女性の場合は、自分自身の収入がない場合や収入があっても自立して生活できるだけの水準でない場合も少なくないこと、仕事と子育ての両立が難しいことや、再就職が難しいことなどいろいろな問題があります。

このように、逃げ出しても生活していけないといった経済的事情や、逃げ出した後どうしたらいいのかといった将来の生活の不安、また子どもを置き去りにしては出ていけないなどの精神的束縛から、逃げ出すことができない実態があります。

#### (5) 子どもへの影響

暴力の加害者は、パートナーだけでなく我が子にも暴力を振るうこともあります。また、暴力を振るわれる被害者が行き場をなくして子どもに暴力を振るってしまうこともあります。

このように暴力を直接受ける場合だけでなく、家庭内において配偶者に対する暴力を目撃すること自体が精神的虐待となります。夜泣きやうつ症状といった精神的症状が現れたり、情緒不安定となり不登校や家出、非行の原因になるなど、子どもの生活や発達に計り知れない影響があるといわれています。



## 2 DV被害者に対する医療機関の対応

医療関係者（医師，歯科医師，保健師，助産師，看護師，心理士，ソーシャルワーカー等）は，職務上，DV被害者を発見しやすい立場にあることから，警察や配偶者暴力相談支援センター等への通報や情報提供により，DV被害者の早期の支援につなげていくことが期待されています。

なお，医療関係者は通報により守秘義務違反に問われることはありません。

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

- 医師その他の医療関係者は，その業務を行うに当たり，配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは，その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において，その者の意思を尊重するよう努めるものとする。（第6条第2項）
- 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は，前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。（第6条第3項）
- 医師その他の医療関係者は，その業務を行うに当たり，配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは，その者に対し，配偶者暴力相談支援センター等の利用について，その有する情報を提供するよう努めなければならない。（第6条第4項）

### （1）DVの発見

DVの被害を受けている人の一般的な症状の例として，次のようなものが挙げられます。

区分	項目
外科的な症状	【暴力直後のケガ】 傷，打撲，ねんざ，内出血，やけど，脳内出血，鼓膜損傷，口腔内損傷，歯牙破折，顎骨骨折 など
内科的な症状	胃潰瘍，十二指腸潰瘍，過敏性腸症候群，高血圧症，狭心症，過呼吸症候群，気管支喘息，偏頭痛，めまい など
精神的な症状	不安障害（パニック障害，PTSD，社会恐怖，強迫性障害など），気分障害（うつ病性障害など），物質関連障害（アルコール，薬物依存など），自殺企図 など
性と生殖に関する問題	性感染症，性交痛，望まない妊娠，流産，度重なる中絶 など

この他にも，次の項目に該当する場合には，DV被害が疑われます。

- ケガの発生から受診までの日が空いている
- ケガの理由があいまいで説明が矛盾している
- 受診中，配偶者やパートナーが患者から離れようとせず，患者の代わりに質問に答えようとする
- 外傷により頻繁に受診している
- しばしば予約のない受診，あるいは約束の時間を守らないことがある

## (2) DV被害が疑われる場合の問診のしかた

### ② 問診の前に

- ・ 被害者（被害者と疑われる人）の安全確保のため、必ず付添い人には席を外してもらい、被害者が安全で安心して話ができる環境を作る必要があります。
- ・ 秘密は必ず守られることを伝えてください。
- ・ 同様のケースで受診した人に同じ質問をしていることを説明するなど、特別でないことを伝えてください。
- ・ 女性の看護師等が対応すると、被害者が話しやすい場合があります。

### ② 問診の基本姿勢

被害者の中には、「自分が暴力を受けていることを他人に知られるのは恥ずかしい」「暴力の問題は医療機関に話すことではない」と考えている人がいます。医療機関は、被害者を発見する最初の機関になることが多いので、積極的に声をかけていくことが必要です。そうすることで被害者は、「暴力を受けているのは私だけではない」「暴力について話しても大丈夫だ」という安心感を得ることができ、また、それまで自分が暴力とは自覚していなかった加害者の行為は、実は暴力であったことを認識することにもつながります。

被害者は、度重なる暴力により自信を喪失し、加害者から脅されていたりするために、暴力被害について事実と異なることを言う可能性があります。

さらに、被害者の状況によっては、話をすることで恐怖や苦痛を体験し、混乱して理路整然と話をするのができないこともあります。

そのような場合でも、「なぜ嘘をつくのか」「なぜもっと要領よく話ができないのか」と非難したりせずに、じっくり耳を傾けることが重要です。

### 暴力についての質問例

- ・ 「このような症状がおこる背景には、ストレスが関係していることが多いですが、何か思い当たることはありませんか」
- ・ 「このようなケガは、だれかに暴力を振るわれたときにできやすいのですが、あなたはだれかに暴力を振るわれたことはありませんか」
- ・ 「こちらに来る方の中には、暴力を振るわれている方も多いのですが、あなたの場合はいかがですか」
- ・ 「パートナーから暴力を振るわれている方の中には、『こういうことはだれかに話す事柄ではない』と思っている方もいますが、そうではありません。平成13年には、配偶者暴力防止法ができ、被害者を支援していく仕組みが整いつつあります。あなたのために、私にできることがあるかもしれません。お困りのことがあれば、何でも話してください。」



### ③ 二次被害の防止

被害者のためを思っていることであっても、被害者を傷つけてしまうことがあります。援助者の心ない言動によって、更に被害者が傷ついてしまうことを二次被害といます。

「あなたに落ち度がある」「子どものためにがんばるべき」「お気持ちは分かりませんが・・・」などと話すことは、厳に慎むべきです。

「あなたは悪くない」「あなたは1人ではない」と伝え、被害者の気持ちに寄り添い、少しでも自信を取り戻すきっかけを与えられるよう努めることが大切です。

#### 被害者を傷つける対応例

- 被害者の意思を尊重せずに、個人の価値観を押し付ける  
「…しなければならない。」 「…しなさい。」 「…するべきです。」
- 被害者の側に落ち度があると責める  
「あなたにも悪いところがあったのではないか。」  
「あなたが…しないから、暴力を振るわれたのではないか。」  
「どうして…しなかったのですか。」
- 他の人と比較する  
「もっとひどい暴力を受けている人に比べたら、あなたの場合はたいしたことありません。」  
「もっと大変な状況に置かれている人がいますよ。」
- 被害者について一方的に決めつける  
「あなたは加害者に依存的だから、家に戻りたいと思うのです。」

### (3) 被害者に対する情報提供

医療関係者は、被害者（DV被害が疑われる人）に対し、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の情報を提供するよう努めなければならないこととなっています。

被害者に相談窓口を紹介する際には、被害者がDVについて相談したことが加害者に知られ、被害者が更なる暴力を受けることがないように、十分に配慮しなければなりません。

**DVの相談窓口はP13へ**

### (4) 関係機関への通報

医療関係者は、被害者（DV被害が疑われる人）を発見したときには、本人の同意を得た上で、配偶者暴力相談支援センターまたは警察に通報することができることとなっています。

ただし、被害者のケガの程度が深刻で命に関わる場合や、被害者の身体又は生命に重大な危害が差し迫っていることが明らかな場合（分かる範囲で推定）は、被害者の同意がなくても通報することが必要です。

**DVの通報先はP10,11へ**

子どもも同様に被害を受けている（疑いがある）  
子どもが暴力を目撃している（疑いがある）



※児童相談所等への  
通告義務が発生

児童虐待の通報先はP12へ

DVの場合は、判断力のある大人が対象となるため、原則、被害者本人の意思を確認した上で通報することとなっていますが、虐待を受けている（疑いがある）子どもを発見したら、市町村または児童相談所（こども家庭センター）に通告しなければならないこととなっています。

## （５）記録（カルテ）の作成

被害者が医療機関で治療したという記録は、DV防止法に基づく保護命令の申立てや損害賠償請求、離婚調停・裁判の際に、有力な証拠となるものです。

医師の診療記録のほか、看護記録、検査記録、臨床検査データ、エックス線写真等画像の記録、紹介状等も、重要な意味を持ちますので、記録の作成に当たっては具体的かつ客観的に記載してください。

### 記録作成上の留意点

- ① 「いつ、だれが、どこで、どうなったか」をなるべく明確に記録する。
- ② 「配偶者からの暴力が原因でこうなった」などと被害者が訴えていることを記述する。当事者の言葉をそのまま「」で引用することが望ましい。
- ③ 顔を入れた全体の写真、それぞれの傷をクローズアップした写真があると暴力を受けたことの証拠になる（写真撮影は被害者の了解をとった上で行う。）
- ④ スケッチなどを使い、写真等による記録が難しい痛みなどについても記録する。
- ⑤ 診療録にDV被害者であること（関係者のみが判別できるマーク等）を記載するなどして、関係者間で情報の共有化を図る。

## （６）リスク評価

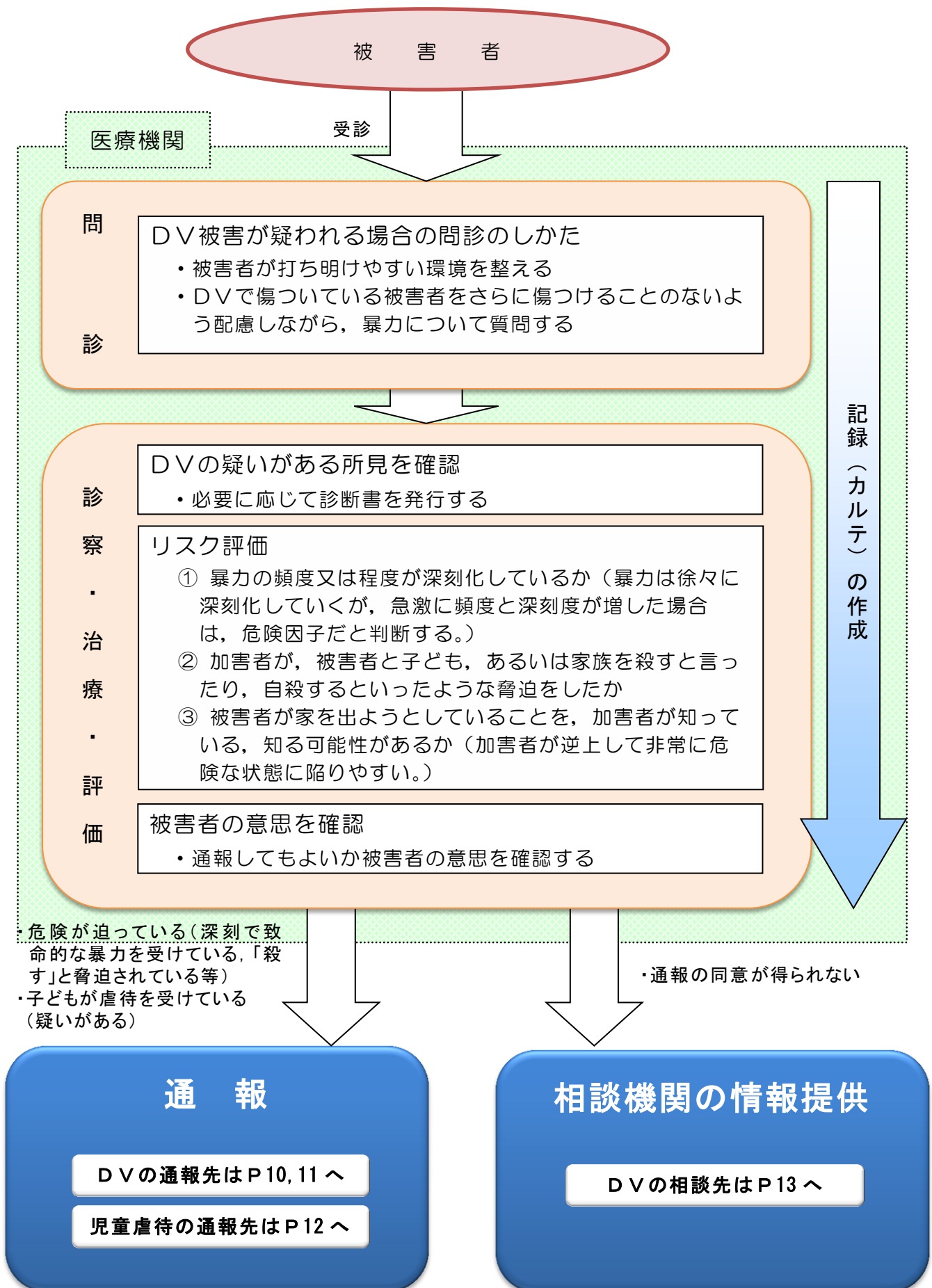
被害者に対する支援は、被害者自身の意思を尊重して行われることが必要です。被害者の意思に反し通報が行われると、被害者の受診が妨げられたり、被害者の安全が脅かされるおそれもあります。そのため、医療関係者は、原則として被害者の同意が確認できた場合にのみ通報を行うことが望ましいとされています。

ただし、被害者の生命又は身体に対する重大な危害が差し迫っていることが明らかかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

## （７）プライバシーの保護

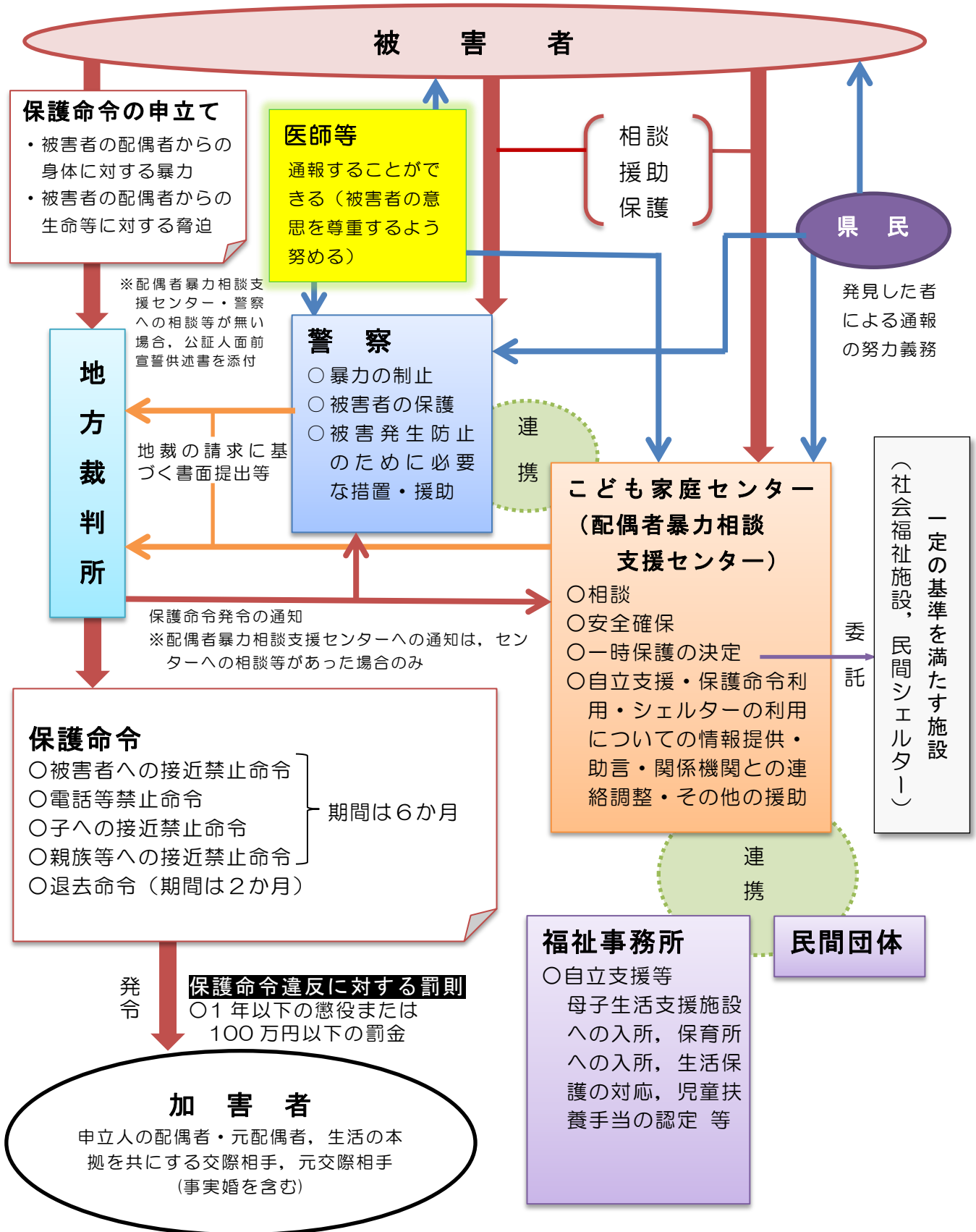
被害者のプライバシーの保護に関しては、被害者の安全のためにも細心の注意を払わなければなりません。加害者から被害者の所在や診察内容について問い合わせがあった場合には、「申し訳ありませんが、守秘義務があるのでそのようなご質問には一切お答えできないことになっております」などと対応します。

(8) 対応の流れ



### 3 参考資料

#### (1) DV防止法の概要 (チャート)



## (2) DVの通報先

### 配偶者暴力相談支援センター（こども家庭センター等）

県内3か所にあるこども家庭センターでは、「配偶者暴力相談支援センター」として、配偶者等からの暴力被害者の相談に応じるほか、必要に応じて一時保護等の被害者支援を行っています。

#### ○主な業務

- ・自立して生活するための助言や情報提供  
就業の促進、住宅の確保、保護命令制度の利用等について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行う。
- ・一時保護  
緊急に保護を必要とする被害者等を必要最小限の期間一時保護し、衣食その他日常生活に必要なものを給付（貸与）するとともに、面接、心理学的・医学的判定等を行い、各関係機関等と連携して被害者等の自立の支援を行う。

	名称	電話番号	相談日時等
県の 機 関	広島県西部こども家庭センター 担当地域：広島市，呉市，竹原市， 大竹市，東広島市，廿日市市，安芸 高田市，江田島市，安芸郡，山県 郡，豊田郡	(082)254-0391	月～金 10:15～17:00 (祝日・年末年始を 除く)
	広島県東部こども家庭センター 担当地域：三原市，尾道市，福山 市，府中市，世羅郡，神石郡	(084)951-2372	
	広島県北部こども家庭センター 担当地域：三次市，庄原市	(0824)63-5181(代) 内線 2313	
	休日・夜間電話相談	(082)254-0399	月～金 17:00～20:00 土日祝 10:00～17:00 (年末年始を除く)
	広島市配偶者暴力相談支援センター 担当地域：広島市	(082)545-7498	月～金 10:00～17:00

## 警 察

警察では相談窓口を充実させ、プライバシーを守りながら、相手の立場に立った迅速、かつ的確な対応を図っています。

警察安全相談電話や最寄りの警察署相談係に相談してください。また、緊急な場合は110番に通報してください。

名称	電話番号	名称	電話番号	相談日時等
広島中央警察署	082-224-0110	広島東警察署	082-258-0110	毎日（24時間） まずは、最寄りの警察署へ電話してください。
広島西警察署	082-279-0110	広島南警察署	082-255-0110	
安佐南警察署	082-874-0110	安佐北警察署	082-812-0110	
佐伯警察署	082-922-0110	海田警察署	082-820-0110	
廿日市警察署	0829-31-0110	大竹警察署	0827-53-0110	
山県警察署	0826-22-0110	呉警察署	0823-29-0110	
広島警察署	0823-75-0110	音戸警察署	0823-51-0110	
江田島警察署	0823-42-0110	東広島警察署	082-422-0110	
竹原警察署	0846-22-0110	福山東警察署	084-927-0110	
福山西警察署	084-933-0110	福山北警察署	084-962-0110	
尾道警察署	0848-22-0110	因島警察署	0845-22-0110	
三原警察署	0848-67-0110	府中警察署	0847-46-0110	
三次警察署	0824-64-0110	庄原警察署	0824-72-0110	
安芸高田警察署	0826-47-0110	世羅警察署	0847-22-0110	
警察安全相談電話 （警察本部）	082-228-9110 （フッシュ回線は #9110）			

### (3) 児童虐待の通報先

#### 児童相談所（こども家庭センター等），市町

子どもの虐待を疑ったり発見した場合には，次の機関に相談（通告）しましょう。

#### ○児童相談所

名称		電話番号	担当地域
県の機関	広島県西部こども家庭センター	(082)254-0381	呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
	広島県東部こども家庭センター	(084)951-2340	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石郡
	広島県北部こども家庭センター	(0824)63-5181(代)	三次市，庄原市
広島市児童相談所		(082)263-0694	広島市

#### ○市・町福祉事務所

名称	電話番号	名称	電話番号
呉市子育て支援課	0823-25-3599	安芸高田市社会福祉課	0826-47-1283
竹原市社会福祉課	0846-22-7742	江田島市子育て支援センター	0823-42-2852
三原市子育て世代包括支援センター	0848-67-6088	府中町子育て支援課	082-286-3163
尾道市子育て支援課	0848-38-9215	海田町福祉保健部こども課	082-823-9227
福山市ネウボラ推進課	084-928-1258	熊野町民生課	082-820-5635
府中市児童課	0847-43-7265	坂町民生課	082-820-1505
三次市女性・子育て相談支援センター	0824-64-6011	安芸太田町児童育成課	0826-28-1969
庄原市児童福祉課	0824-73-0051	北広島町福祉課	0826-72-0851
大竹市福祉課	0827-59-2151	大崎上島町福祉課	0846-62-0301
東広島市こども家庭課	082-420-0407	世羅町子育て支援課	0847-25-0295
廿日市市子育て応援室	0829-30-9129	神石高原町福祉課	0847-89-3335

#### (4) DVの相談窓口

##### ○配偶者暴力相談支援センター

名称		電話番号	相談日時等
県の機関	広島県西部こども家庭センター 担当地域：広島市，呉市，竹原市， 大竹市，東広島市，廿日市市，安芸 高田市，江田島市，安芸郡，山県 郡，豊田郡	(082)254-0391	月～金 10:15～17:00 (祝日・年末年始を 除く)
	広島県東部こども家庭センター 担当地域：三原市，尾道市，福山 市，府中市，世羅郡，神石郡	(084)951-2372	
	広島県北部こども家庭センター 担当地域：三次市，庄原市	(0824)63-5181(代) 内線 2313	
	休日・夜間電話相談	(082)254-0399	月～金 17:00～20:00 土日祝 10:00～17:00 (年末年始を除く)
広島市配偶者暴力相談支援センター 担当地域：広島市		(082)545-7498	月～金 10:00～17:00

##### ○市町相談窓口

名称	電話番号	相談日時等
広島市配偶者暴力相談支援センター	082-545-7498	月～金 10:00～17:00 (祝日・8月6日及び年末年始は 休み)
	休日DV電話相談 082-252-5578	土・日・祝 10:00～17:00 (年末年始は休み)
呉市福祉保健部子育て支援課	0823-25-3599	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
竹原市市民生活部人権推進室	0846-22-7736	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
三原市女性相談室	0848-61-0122	月～金 9:30～16:00 (祝日・年末年始は休み)
尾道市女性相談 (尾道市役所内 社会福祉課)	0848-38-9350	月～金 9:30～16:00 (祝日・年末年始は休み)
尾道市女性相談 (因島総合支所内 因島福祉課)	0845-26-6209	月～金 9:30～16:00 (祝日・年末年始は休み)
福山市男女共同参画センター (イコールふくやま)	084-973-8896	月・水・木 10:00～17:00 火・金 10:00～19:00 土 10:00～16:00 (祝日・年末年始は休み)
	日曜相談 084-923-9638	日 13:00～17:00 (祝日・年末年始は休み)
府中市健康福祉部女性子ども課	0847-43-7216	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
三次市女性・子育て相談支援セン ター	0824-64-6011	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
庄原市生活福祉部児童福祉課	0824-73-1243	月～金 9:00～15:45 (祝日・年末年始は休み)



大竹市福祉事務所	0827-59-2100	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
東広島市こども家庭課	082-420-0407	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
廿日市市家庭児童相談室 (子育て応援室内)	0829-30-9129	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
安芸高田市福祉保健部子育て支援課	0826-47-1283	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
江田島市市民生活部人権推進課	0823-43-1635	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
府中町福祉保健部子育て支援課	082-286-3163	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
海田町福祉保健部こども課	082-823-9227	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
熊野町民生部子育て・健康推進課	082-820-5609	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
坂町民生部民生課	082-820-1505	月～金 8:30～17:30 (祝日・年末年始は休み)
安芸太田町福祉事務所	0826-25-0250	月～金 9:30～16:30 (祝日・年末年始は休み)
北広島町福祉課	050-5812-1851	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
大崎上島町福祉課	0846-62-0301	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
世羅町福祉課	0847-25-0072	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)
神石高原町福祉課	0847-89-3335	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は休み)

○その他の相談機関

名称	電話番号	相談日時等
エソール広島電話相談 (広島県女性総合センター)	082-247-1120	月・火・木・金・土 10:00～16:00 (祝日・年末年始は休み) ※デートDVに関する相談 毎月第1・3土曜日 13:00～16:00
女性の人権ホットライン (広島法務局人権擁護部)	0570-070-810	月～金 8:30～17:15 (祝日を除く。) ※IP 電話からは接続できません。その場合は 082-228-4822 をご利用ください。

○性暴力に関する相談窓口

名称	電話番号	相談日時等
性被害ワンストップセンター ひろしま	082-298-7878	※性被害に関する電話相談 24時間365日 ※面接相談、医療機関等への付添支援 9:00～17:00 (年末年始、盆休み、第1・3・5 日曜日、祝日は休み) 緊急の場合はこの限りでは ありません

## 参 考 文 献

- 「配偶者からの暴力相談の手引き」内閣府男女共同参画局
  
- 「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」富山県男女参画・ボランティア課
  
- 「医療機関向けDV対応マニュアル」愛知県健康福祉部児童家庭課
  
- 「医療関係者の皆様へ 配偶者からの暴力による被害者の診療と支援のために」山口県環境生活部男女共同参画課
  
- 「医療関係者のための DV被害者対応の手引」岡山県生活環境部男女共同参画課
  
- 「支援者のためのマニュアル DVと保健・医療」財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

このマニュアルは、(一社)広島県医師会、(一社)広島県歯科医師会、(公社)広島県看護協会の御協力により作成しました。

平成29年9月

発行 広島県健康福祉局こども家庭課

〒730-8511 広島市中区基町10-52

電話 082-513-3173